

災害時における一時避難施設の使用等に関する協定

久喜市と株式会社シンテクノ久喜工場は、災害時における一時避難施設の使用等に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）に、避難等を余儀なくされた者（以下「避難者」という。）に対して、株式会社シンテクノ久喜工場の所有する施設の一部を一時避難施設として使用すること及び必要な物資の調達について、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 災害時に一時避難施設の確保又は物資の調達の必要が生じた場合、久喜市は株式会社シンテクノ久喜工場に対し、施設の提供又は物資の供給を要請することができる。

(施設の提供)

第3条 久喜市が株式会社シンテクノ久喜工場に提供を要する施設の範囲は、営業に支障のない範囲内において、次のとおりとする。

施設名称 株式会社シンテクノ久喜工場
施設所在地 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間503-1
使用範囲 株式会社シンテクノ久喜工場

2 施設の提供期間は、久喜市と株式会社シンテクノ久喜工場が協議の上定めるものとする。

(物資の種類)

第4条 物資の種類は、分電盤、キュービクル、トランス及び発電機等の株式会社シンテクノ久喜工場が取り扱っているもののうち、久喜市が緊急に必要とするものとする。

(要請方法及び要請期間)

第5条 久喜市は株式会社シンテクノ久喜工場に対し、施設の提供又は物資の供給を要請するときは、場所、期間、品目、数量等に関し必要な事項を記載した文書を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法で要請し、その後速やかに文書で提出するものとする。

(協力の実施)

第6条 株式会社シンテクノ久喜工場は、久喜市から前条の要請を受けたときは、久喜市に対し優先的かつ速やかに協力するものとする。ただし、特別な事情により協力できない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

(避難者の退去)

第7条 久喜市は、第5条の規定による避難者の一時的な受入れが終了した場合において、なお正当な理由なく施設から退去しない避難者がいるときは、株式会社シンテクノ久喜工場と協力し避難者の退去を指示するものとする。

(住民への周知)

第8条 久喜市は、本協定に基づき株式会社シンテクノ久喜工場の所有する施設の一部が災害時の一時避難施設であることを市民に周知する場合、事前に株式会社シンテクノ久喜工場に広報内容の確認を得た上で、周知を行うものとする。ただし、周知方法については、久喜市と株式会社シンテクノ久喜工場が協議の上、定めるものとする。

(物資の引渡し等)

第9条 物資の引渡場所は、久喜市が指定するものとし、その指定した場所までの当該物資の運搬は、株式会社シンテクノ久喜工場が行うものとする。ただし、株式会社シンテクノ久喜工場が自ら運搬することができない場合は、久喜市が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 久喜市は、株式会社シンテクノ久喜工場が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮をするものとする。

(費用の負担)

第10条 第6条の規定により、株式会社シンテクノ久喜工場が供給した物資の代金及び株式会社シンテクノ久喜工場が行った運搬等の経費は、久喜市が負担するものとする。

2 前項に要する費用の額については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、久喜市と株式会社シンテクノ久喜工場が協議の上、算出した額とする。

3 株式会社シンテクノ久喜工場が久喜市に提供した施設に係る費用は、原則無償とする。ただし、特別な事情がある場合は、その費用の額は、久喜市と株式会社シンテクノ久喜工場が協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 久喜市の要請により、株式会社シンテクノ久喜工場が行った業務に従事した株式会社シンテクノ久喜工場の従業員（業務への協力者を含む。）が当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年埼玉県市町村総合事務組合条例第28号）の例により補償する。

(費用の支払)

第12条 物資の供給に要した費用は、株式会社シンテクノ久喜工場の請求により、久喜市が支払うものとする。

2 久喜市は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を株式会社シンテクノ久喜工場に支払うものとする。

(連絡窓口)

第13条 久喜市と株式会社シンテクノ久喜工場は、災害時等に即応するための連絡体制を相互に整えるほか、連絡体制表を作成するものとする。

2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

(情報交換)

第14条 久喜市と株式会社シンテクノ久喜工場は、平常時から物資の供給等について情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(守秘義務)

第15条 株式会社シンテクノ久喜工場は、協力中に知り得た避難者等の個人情報を、久喜市以外の者に漏らしてはならない。協力が完了した場合も、また同様とする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、久喜市、株式会社シンテクノ久喜工場いずれからもこの協定の延長に対し異議の申立てがないときは、更に1年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、久喜市と株式会社シンテクノ久喜工場が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、久喜市、株式会社シンテクノ久喜工場それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年1月22日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長

東京都中央区日本橋3丁目12番2号

株式会社シンテクノ

代表取締役社長